

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 7 日提出

秦野市伊勢原市環境衛生組合
組合長 高 橋 昌 和

提案理由

人事院勧告等を踏まえ、次のとおり改正するものであります。

- (1) 本組合職員の地域手当の支給率を引き上げること。
- (2) 通勤のため、自動車等の駐車のための施設等を利用し、その料金を負担することを常とする職員に駐車場の料金に対する通勤手当を支給すること。
- (3) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等又は平日の午後 10 時から午前 5 時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職員に管理職員特別勤務手当を支給すること。
- (4) 異常な自然現象又は大規模な事故により、重大な災害が発生した箇所等での災害対応に係る作業等の業務に従事する職員に特殊勤務手当として災害応急作業等手当を支給すること。

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和51年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「管理職手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第8条の2第2項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第9条第1項に次の1号を加える。

(3) 交通用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。次項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常とする職員で規則で定めるもの

第9条第2項中「25,900円を」の次に「、駐車場等の利用にあつては月額5,000円をそれぞれ」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第15条の3 前条第3項に規定する職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日に勤務をした場合、その職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第3項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、その職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき12,000

円を超えない範囲内において規則で定める額

- (2) 前項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第23条第1項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第26条中「第37条」を「第39条」に、「第5条」を「第6条」に改める。

(秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成2年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (4) 災害応急作業等手当

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等手当)

第6条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 本組合が所管する施設又は施設周辺で、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又はその現場における重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）
- (2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業
- (3) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害対応に係る作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれの各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業 作業の種類に応じ、それぞれに定める額

- ア 巡回監視 710円
 - イ 応急作業等 1,080円
 - (2) 前項第2号の作業 1,080円
 - (3) 前項第3号の作業 840円
 - (4) その他組合長が認める作業 1,080円を超えない範囲内で組合長が定める額
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手当の額は、それぞれの各号に定める額（同一の日において各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、それぞれの各号に定める額のうちいずれか高い額）とする。
- (1) 第1項各号に掲げる作業が午後5時15分から午前8時30分までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額
 - (2) 第1項各号に掲げる作業が、組合長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正</p>	
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和51年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和51年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額とする。</p>

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1)・(2) (略)

(3) 交通用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。次項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常とする職員で規則で定めるもの

2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、交通機関等の利用にあつては運賃等の額に相当する額とし、交通用具の使用にあつては月額25,900円を、駐車場等の利用にあつては月額5,000円をそれぞれ超えない範囲内において規則で定める額とする。

3・4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第15条の3 前条第3項に規定する職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日に勤務をした場合、その職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第3項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、その職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1)・(2) (略)

2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、交通機関等の利用にあつては運賃等の額に相当する額とし、交通用具の使用にあつては月額25,900円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

3・4 (略)

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の基準月額)

第23条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基準となる月額（次条第1号において「基準月額」という。）は、そのパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間の時間数が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間の時間数と同一であるとした場合に、そのパートタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて、別表第4に定める給料月額に、100分の12を加算した額とする。

2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第26条 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成2年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第1号。

(パートタイム会計年度任用職員の基準月額)

第23条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基準となる月額（次条第1号において「基準月額」という。）は、そのパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間の時間数が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間の時間数と同一であるとした場合に、そのパートタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて、別表第4に定める給料月額に、100分の10を加算した額とする。

2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第26条 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成2年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第1号。

以下この条及び第39条において「特殊勤務手当条例」という。)第3条から第6条までに規定する業務に従事することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の規定により算出して得た額の報酬を支給する。

以下この条及び第37条において「特殊勤務手当条例」という。)第3条から第5条までに規定する業務に従事することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の規定により算出して得た額の報酬を支給する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) - (3) (略)

(4) 災害応急作業等手当

(災害応急作業等手当)

第6条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 本組合が所管する施設又は施設周辺で、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又はその現場における重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(次項において「応急作業等」という。)

(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法(昭和36年法律第223

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) - (3) (略)

号) 第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための
立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基
づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、
工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業

(3) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生
した箇所又はその周辺において行う災害対応に係る作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき次の各号に
掲げる作業の区分に応じ、それぞれの各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 作業の種類に応じ、それぞれに定める
額

ア 巡回監視 710円

イ 応急作業等 1,080円

(2) 前項第2号の作業 1,080円

(3) 前項第3号の作業 840円

(4) その他組合長が認める作業 1,080円を超えない範囲
内で組合長が定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手当の額
は、それぞれの各号に定める額（同一の日において各号に掲げ
る場合のいずれにも該当するときは、それぞれの各号に定める
額のうちいずれか高い額）とする。

(1) 第1項各号に掲げる作業が午後5時15分から午前8時
30分までの間において行われた場合、前項に定める額にそ

の100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項各号に掲げる作業が、組合長が著しく危険であると認める区域で行われた場合、前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(支給日)

第7条 (略)

(委任)

第8条 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(支給日)

第6条 (略)

(委任)

第7条 (略)

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例及び秦野市
伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正することについて

1 地域手当及び駐車場の利用に対する通勤手当について

人事院勧告等を踏まえ、次のとおり改正するものです。

(1) 地域手当について

地域手当の支給率を 10% から 12% に引き上げます。

(2) 駐車場の利用に対する通勤手当について

通勤における自動車等の駐車場の料金に対する通勤手当を設けます。

手当の額は、月額 5,000 円を超えない範囲内とし、その他必要な項は規則で定めます。

2 管理職員特別勤務手当について

(1) 経過

平成 26 年人事院勧告及び令和 6 年人事院勧告において、自然災害の激甚化・頻発化に伴う「災害への対処」等を踏まえ、管理職員特別勤務手当の支給対象時間等が拡大されました。

本組合においても、管理職員に対して適切な処遇を確保するため、管理職員特別勤務手当を設けるものです。

(2) 改正内容

ア 対象となる職員

管理職職員

イ 要件及び手当額

(ア) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等に勤務した場合

勤務 1 回につき 12,000 円以内で規則で定める額

(イ) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等ではない日の午後 10 時から午前 5 時までの間であって、正規の勤務時間ではない時間に勤務した場合

勤務 1 回につき 6,000 円以内で規則で定める額

(ウ) (ア)及び(イ)について、勤務時間を考慮し、規則で定める勤務の場合
は100分の150を乗じた額とする。

3 災害応急作業等手当について

(1) 経過

特殊勤務手当である災害応急作業等手当の運用について、令和6年に国から、地方公共団体の職員は、国の職員が業務を行うことが想定しにくい多くの現場業務について、災害応急作業等手当の支給対象業務に該当する旨が通知されました。

本組合においても、災害時に応急作業等の業務に従事する職員の処遇を確保するため、特殊勤務手当に災害応急作業等手当を設けるものです。

(2) 改正内容

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正し、特殊勤務手当に災害応急作業等手当を設けます。

なお、作業内容及び手当の額は、次のとおりとします。

	作業内容	支給額(日額)
①	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場所の巡回監視	710円
②	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場所の応急作業等	1,080円
③	噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において立退き指示区域等での災害状況の調査、巡回監視等	1,080円
④	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺での災害対応に係る作業	840円
⑤	その他組合長が認める作業	1,080円を超えない範囲

※午後5時15分から午前8時30分の間の作業 50%加算

※著しく危険な区域での作業 100%加算

4 施行日

令和8年4月1日